

福祉・医療現場での身元保証人問題の基礎理解講座

— 社会福祉士の視点から「問題点」と「今後の対応」を考える —

野口 一輝 公益社団法人長野県社会福祉士会 福祉活動委員会

(医療・福祉現場における身元保証問題を考えるプロジェクト)

1 後見相談に携わる中から見てきた身元保証問題の実態

(1) 累犯障害者の事例

- | | | | | |
|---|------|------------------------------|--------|--------------|
| ア | 対象者 | 30代後半 | 男性(未婚) | 知的障害(療育手帳B2) |
| イ | 家族構成 | 姉と兄の2人(姉は単身世帯、兄は妻・子どもとの4人世帯) | | |
| ウ | 経済状況 | 障害基礎年金(2級)及び就労継続B型の工賃が収入。 | | |

エ 相談の概要

幼少期に両親が離婚し、母と祖母に養育される。高校を中退後、製造業や農業の手伝いをするも続かず、県外に出てキャバクラや麻薬密売の手伝い等、居所と職を転々としていた。

性格的に弱い面があり、学生時代からイジメの対象となっていたようで、卒業後においても、就労先の同僚から言われるがまま従うという関係性の中で、暴力や金銭搾取を原因とする窃盗、麻薬取締法違反、放火等の犯罪行為を行い、複数回の収監歴がある。

直近の出所後には、更生保護施設に入所し、療育手帳の取得、障害サービスの利用が検討される。本人は、更生保護施設退所後において、グループホームでの生活を経て、長期的希望としては一人暮らしを目指したいとの希望を明確に持っていた。

関係者でグループホームに打診をするも、「身元保証人を確保して欲しい」と言われたため、姉兄2人に対して、今後の関わり方についての意向を確認したところ、一切の協力が得られない状況が判明したため、長野市成年後見支援センターへの相談に至る。

(2) 老健入所中の高齢男性の事例

- | | | | | |
|---|------|-------------------------------------|--------|-------------------|
| ア | 対象者 | 70代前半 | 男性(未婚) | 主病名:左腓骨骨折、頸椎症(術後) |
| イ | 家族構成 | 兄と妹2人(兄は妻と子どもの3人世帯、妹2人はいずれも夫との2人世帯) | | |
| ウ | 経済状況 | 厚生年金(13万/月)が収入。他、預金800万程の資産。 | | |

エ 相談の概要

本人は家族が経営する会社の一室で独居にて生活をしていたが、HO●年に自宅にて転倒、市内の病院へ搬送され、左腓骨骨折で入院となる。自宅は4階建てかつエレベーターがないため独居生活困難となり、リハビリ目的で介護老人保健施設に入所となる。

その後、本人が肺炎により市内の病院に入院となった際に、入所時の身元保証人となっていた兄へ連絡を取るも連絡がつかない状況となる。甥(兄の子)の会社へ連絡するも、妹が電話に出て「兄は倒れて施設に入っている。自身も甥も忙しいから関われない。(今後も)同様」とのことで、関わりの一切を拒否。親族の支援は望めない状況となったため、長野市成年後見支援センターへの相談に至る。

担当者が本人と面談した際には、「兄弟姉妹との折り合いが元々悪く、やむを得ない。けど、ここ(施設)にはこのまま(入所して)いたい」と本人から涙ながらに訴えがある。また、本人の事理弁識能力は問題なく、自立。施設利用料や身支度品は、預金口座からの引き落としになっているため問題ないが、施設とすれば預金通帳の保管を例外的に行っているため、何とかしたいとのこと。さらに、継続して入所は可能であるが、医療機関への入院が必要になった際の身元保証や、万が一の対応について、兄に代わる方がいなければ退所していただくしかないと考え

えているとの回答を確認した。

(3) アパートに暮らす一人暮らしの高齢女性の事例

ア	対象者	80代前半 女性(未婚) 要支援2
イ	家族構成	姉(姉は施設入所中) ※9人兄弟姉妹の末っ子であるが、姉以外は姪が北海道に2人、他市に姪1人いるのみ。
ウ	経済状況	国民年金(6万/月)が収入。他、預金100万程の資産。

エ 相談の概要

結婚歴はなく、すぐ上の姉(未婚)と一緒に暮らし、73才まではスーパー等で試食販売の仕事をしてきたとのこと。1年前に姉を看取った後、1人暮らしとなる。

ADLは概ね自立しており、家事や買い物、支払い等は自身で何とかできているが(入浴はデイサービス利用)、近年、役所や不動産業者等から届く書類について内容の理解が上手くできないようになったためか、担当ケアマネを頻繁に頼ってくるようになり、各種手続きも滞りがちになっていた。

そんな折、不動産会社から契約更新の手続きのお知らせが本人に届く。これまでは亡姉の知人の子どもが連帯保証人になってくれていたため、継続してお願いできるか、本人に代わり担当のCMが連絡するも、今後は関わりができないとの回答となった。家賃保証会社(賃貸保証会社)の利用を検討したが、家主から「万が一(本人がアパートで亡くなっていた際)に対応できる人を決めておいてもらえなければ更新はしない」と言われ、家賃保証会社に相談すると、「緊急時の対応は保証外」と言われてしまう。

これまで家賃(2万円)の滞納等はなく、本人は姉と一緒に住んだアパートでの生活を強く希望するも、甥・姪の協力は到底得られない状況であるため、どうすれば良いかとのことで、長野市成年後見支援センターへの相談に至る。

※ 事例の使用に際しては、(公社)日本社会福祉士会の「実践研究等において事例を取り扱う際のガイドライン」に基づき、事例の内容について、その本質や分析の焦点が損なわれない範囲において、特定の事例として判別できないよう修正等の配慮をしています。

2 当該問題に係る国の動きについて

(1) 日本ライフ協会の破綻から見た「身元保証等高齢者サポート事業」

ア 日本ライフ協会の概要

- ・設立は2002年6月に三重県津市で日本ライフコンサルタント協会として設立。
- ・同年9月に三重県がNPO法人の認可
- ・2009年に一般財団法人、2010年7月に内閣府から公益財団法人に認定
- ・「見守り家族事業」と称して事業を展開
 - ⇒①身元保証・身元引受・連帯保証(入院、入所、賃貸時等の保証・引受人になること等の他、医療同意や延命治療の意思表示含む)
 - ②生活支援(買物先、金融機関等への付添、手続き代行等)
 - ③万が一の際の支援(危篤時の駆けつけ、遺体の引き取り手配、葬儀会社との打合せ等)
 - ④葬送支援(喪主・喪主代行への就任、納骨支援、お布施(玉串料)の支払い代行等)
- ⇒上記をセットで一括契約するのが基本プラン(約165万 内預託金約58万)
- ・会員数は約2500人に上り、北海道から九州まで全国に事業拠点を置いていた

イ 日本ライフ協会の破綻

- ・2010年の公益認定当初は、弁護士ら第三者の事務所で預託金を管理する「三者契約」で安全性を強調していたが、その後は「二者契約」に勝手に変更し、預託金を流用していることが2016年1月の内閣府公益認定等委員会の調査で発覚。
- ・2016年2月、民事再生手続きを進める一方、支援を継続のため、福岡県の「えにしの会」に事業譲渡を決定
- ・同年3月、えにしの会が辞退を表明
- ・同年4月、破綻(負債額約11億円)

(2) 日本ライフ協会の破綻を受けた国の動き

ア 2017年1月 内閣府消費者委員会が身元保証等高齢者サポート事業に関する建議を発出

○当該事業の実態把握を行うこと（消費者庁、厚生労働省）

○病院・福祉施設への入院・入所に際し、身元保証人等がないことが拒否する正当な理由に該当しないことの通達、並びに監督指導権限を有する都道府県に対して措置を講じることを通達（厚生労働省）

○消費者への情報提供の充実

イ 2018年9月 厚生労働省より提出された3つの調査報告書が第285回消費者委員会本会議において公表

①医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証に求める役割等の実態把握に関する研究[平成30年3月 研究代表：山縣然太郎（山梨大学大学院教授）]

②介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業[平成30年3月 みずほ情報総研㈱]

③地域包括ケアシステムの構築に向けた公的介護保険外サービスの質の向上を図るための支援のあり方に関する調査研究事業[㈱日本総合研究所]

3 法的整理を踏まえた現状での対応について

(1) 身元保証に求められる内容

（第二東京弁護士会「身元保証人に関する実態調査のためのアンケート集計結果 2017.7 実施より）

- ① 支払いの保証・担保
- ② 遺体の引き取り・居室の明渡
- ③ 医療同意
- ④ サービス提供方法の選択
- ⑤ 急変時入退院手続き
- ⑥ 本人が施設・病院に損害を与えたときの債務保証

(2) 対象者別に見た身元保証の内容

（参考：H30.6.5 長野県社会福祉士会福祉活動委員会「身元保証人問題を考える会」第1回会議補足資料）

ア 児童分野 ① ※他、身元保証に関する法律に定める身元保証（後述）

⇒全社協の事業 参考）身元保証人確保対策事業

http://www.shakyo.or.jp/news/kako/materials/20170831_mimoto.html

イ 生活困窮者分野 ① ※場合により、身元保証に関する法律に定める身元保証

⇒県社協のあんしん創造ネット事業（入居保証・身元保証）

ウ 障害者分野

(ア) 入所の場合 ①+②+③+④+⑤+⑥

→①、②、④、⑤ 代替機能として成年後見制度で対応していることが多い。

③ 各種法制度の改正待ち ※場合によって、リビング・ウィルやDNRの活用も。

⑥ 後述参照

(イ) 賃貸住宅への入居の場合 ①+⑥

→① 代替機能として日常生活自立支援事業や成年後見制度で対応していることが多い。

⇒県社協のあんしん創造ネット事業（入居保証）

エ 高齢者分野

(ア) 入所の場合 ①+②+③+④+⑤+⑥

→障害者分野と同様①、②、④、⑤については後見制度で対応することが多い。

③ 各種法制度の改正待ち ※場合によって、リビング・ウィルやDNRの活用も。

⑥ 後述参照

(イ) 賃貸住宅への入居の場合 ①+②+⑤

→① 代替機能として日常生活自立支援事業や成年後見制度で対応していることが多い。

⇒県社協のあんしん創造ネット事業 (入居保証)

→②、⑤ 代替機能として成年後見制度で対応していることが多い。

※障害者分野との相違点 賃貸住宅(公営住宅や民間アパート)の入居の際に、①に加えて②及び⑤を求められることが多い。

(3) 身元保証等の法的整理

ア 保証人(民法446条、452条、453条)・連帯保証人(民法454条)

⇒民法に規定されており、本人(主たる債務者)が、その債務を履行しないときに保証人・連帯保証人は、その履行する責任を負担する。保証人と連帯保証人の違いは、連帯保証人には催告の抗弁権(=債権者が保証人に債務の履行を請求したときに、保証人がまず主たる債務者に催告をなすべき旨を請求することができる権利)、検索の抗弁権(=主たる債務者に弁済能力があり、かつ、取立て可能であることを証明することで、自己の保証債務の履行を拒むことができる権利)がないことにある。

イ 身元保証人

⇒身元保証に関する法律(第1条)に規定されており、「引受、保証その他名称の如何を問わず期間を定めずして被用者の行為により使用者の受けたる損害を賠償することを約する身元保証契約はその成立の日より3年間その効力を有す」と規定されているとおり、雇用の場面における概念であり、本人(被用者)が雇用上で使用者に損害を与えた場合に、本人に代わって身元保証人が損害を負担する。

(4) 「提供拒否の禁止」に関する法的整理

医師法(昭和23年法律第201号) 第19条 診療に従事する医師は、診療治療の請求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。※ ¹
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号) (提供拒否の禁止) 第4条の2 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護老人福祉施設サービスの提供を拒んではならない。
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号) (提供拒否の禁止) 第5条の2 指定介護保健施設は、正当な理由なく指定介護保健施設サービスの提供を拒んではならない。
地域密着型サービス事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号) (提供拒否の禁止) 第3条の8 指定定期巡回・随時対応型訪問看護事業者は、正当な理由なく指定定期巡回・随時巡回対応型訪問介護の提供を拒んではならない。 ※認知症対応型共同生活介護などの他の地域密着型サービス事業は、当該規定を準用している

※¹ 厚生省健康政策局「医療法・医師法(歯科医師法)解 第16版 430頁」によると、この場合の「正当な事由がある場合」とは、医師の病気により診療が不可能な場合等社会通念上妥当と認められる場合に限られると解されており、身元保証人等がいけないことは正当な事由に該当しないと考えられる。

※² 平成28年3月7日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議における配布資料であった厚生労働省発出の通知によれば、「入院・入所希望者に身元保証人等がいけないことはサービスの提供を拒否する正当な理由には該当しないとされている。

(5) 現状での保証問題への対応策（※身元保証等高齢者サポート事業を除く）

事項	考えられる対応策
ア 支払いの保証・担保	★判断能力あり→財産管理事務委任契約（任意後見とセット）、日常生活自立支援事業 他 ★判断能力なし→成年後見制度（法定後見）
イ 遺体の引き取り・居室の明渡	★判断能力あり→死後事務委任契約（任意後見とセット） ★判断能力なし→成年後見制度（法定後見の成年後見のみ対応※1）
ウ 医療同意	★判断能力あり→本人と医療ケアチームによる協議 ★判断能力なし→家族と医療ケアチームによる協議（※2）
エ サービス提供方法の選択	★判断能力あり→本人へ確認 ★判断能力なし→家族もしくは成年後見制度
オ 急変時入退院手続き	★判断能力あり→財産管理事務委任契約（任意後見とセット） ★判断能力なし→成年後見制度（法定後見、任意後見）
カ 本人が施設・病院に損害を与えたときの債務保証	※3

※1 平成28年4月に「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が成立、同年10月より施行。成年後見人にもみ限定的に家庭裁判所の許可に基づき、火葬・埋葬を行うことが可能となった。

※2 厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」（平成30年3月改訂）において以下のよう指針を示している。

(2) 本人の意思の確認ができない場合

本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要がある。

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

※3 弁護士 熊田均 氏による見解（2018.11「実践 成年後見 No.77」 第三者が後見人や身元保証人としてかかわる場面の法的整理より引用）

…高齢者施設に認知症の方が入所して、施設の備品などを破損してしまった場合、身元保証人に施設が損害賠償を請求したとしても、法的に認められるかということ自体に留意すべきである。たとえば、判断能力が不十分な高齢者等が施設等に損害を与えたとしても、本人に責任能力がなければ本人が損害賠償の責任を負うことはなく、その結果、身元保証人等も負わないと解されるからである。すなわち、身元保証人等はあくまでも本人が責任を負担する場合に、本人に代わって責任を負担するものであり、本人の責任を離れて身元保証人等が責任を負担することにならないものと考えられる。さらに、仮に本人に一定の責任能力が残存していたとしても、判断能力が不十分な方々を支援するという施設・病院の立場上、それらは施設・病院側のケア体制の結果生じたものであると考えるべきであり、その損害を身元保証人等に転嫁することが困難な場合があることも念頭におくべきである。

平成28年3月1日のJR東海事件最高裁判決の趣旨からすれば、本人が施設等に損害を与えた場合の家族・身元保証人等への損害賠償責任を抑制的に解していると考えられる。また、さらにこのような場合にも身元保証人に対して責任を負担するべきとの特約を設けたとしても、消費者契約法上その特約の効力には疑義があるといわざるを得ない。

3 終わりに